

第 1 2 2 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 1 2 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「2 5 年」を「1 5 年」に、「1 0 0 分の 2 1 0」を「1 0 0 分の 1 9 0」に改め、同項第 3 号中「2 6 年」を「1 6 年」に改め、同項第 4 号中「3 2 年」を「3 3 年」に、「1 0 0 分の 1 1 0」を「1 0 0 分の 1 5 0」に改め、同項第 5 号中「3 3 年」を「3 4 年」に、「1 0 0 分の 5 0」を「1 0 0 分の 6 0」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の足立区職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に該当する者のうち、平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの間に退職したものに対して支給する退職手当の基本額は、これらの規定にかかわらず、退職日給料月額（改正後の条例第 5 条第 1 項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。）（改正後の条例第 9 条の 2 の規定に該当する者については、同条の規定により計算した額）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

（1） 1 年以上 1 0 年以下の期間については、1 年につき 1 0 0 分

の 1 4 0

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の200

(3) 16年以上25年以下の期間については、1年につき100分の205

(4) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 31年以上32年以下の期間については、1年につき100分の130

(6) 33年以上の期間（次号に掲げる期間を除く。）については、1年につき100分の100

(7) 34年以上の期間については、1年につき100分の55

3 前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額（改正後の条例第9条の2の規定に該当する者については、同条の規定により計算した額）に59.2を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

4 前2項の規定は、改正後の条例第9条の3第1項、第12条の2、付則第9項から第11項までの規定に該当する者（改正後の条例第7条第1項及び第8条第1項の規定に該当する者に限る。）に対して支給する退職手当の基本額の計算について準用する。

（足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年足立区条例第41号）の一部を次のように改正する。

付則第1項中「平成22年4月1日」を「日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日」に改める。

（提案理由）

退職手当の支給率を見直す必要があるので、この条例案を提出いたします。